

【日高市おでかけワゴン】一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する市民コメントの実施結果について
【道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見】

- 募集期間：令和7年11月14日（金）から12月12日（金）まで
- 周知方法：広報ひだか12月号、市ホームページ、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」
- 意見提出の方法：窓口での持参、郵送、FAX、メールにより提出
- 意見募集の結果：意見提出者2人 意見件数：2件
- 意見の取扱い：市民参加条例第10条第3項に基づく情報（住所、氏名及び連絡先）の明示がない場合、有効意見とはならないが、市の考え方としての回答は行う

◆有効意見として扱うもの

①【運賃に関する意見】

No	日付	提出方法	氏名	提出意見（原文のまま）	市の考え方（回答）	備考
1	12/4	窓口	＊＊＊＊	<p>全区間100円にしてほしいです。</p> <p>65才以上フリー PASにしてほしい（たくさん出かけてほしいからです）</p> <p>運賃ではありませんが、駅から市役所行きをお願いします。アリーナも利用できるからです。</p>	<p>運賃設定については、より多くの方にご利用いただけるよう低廉な運賃設定に関する視点も大切となります。一方で、運行に係る人件費や燃料費等の高騰もあり、事業を継続していくための財源確保の視点も重要となります。</p> <p>市では、この両立を図るため、持続可能な公共交通の観点から適正な運賃水準を確保する必要があると考えております。</p> <p>また、65才以上のフリー PASについても、限られた財源の中で、運賃体系の公平性を保ちつつ事業を継続する必要があることを踏まえ、特定の年代の方を対象とした負担軽減策は慎重に検討すべきだと考えております。</p> <p>なお、本件の意見募集については、道路運送法第9条第5項に基づき、運賃設定に関する部分に関して、ご意見を伺うものです。運行路線については、実証運行の実施結果及び地域公共交通協議会での議論を経て、決定いたします。</p>	
2	12/12	窓口	＊＊＊＊	<p>運賃は現金だけでなく、回数券又はフリー PAS・・・市役所にバスの乗り入れも無い</p> <p>執行部は聞く耳（市民の意見）を持たない→今までの経緯説明</p> <p>タクシー補助は有り難い</p> <p>予算を増やす。サービス向上、市民の暮らし易さ・直結している</p>	<p>回数券やフリー PASの導入については、利用者の利便性向上につながる可能性がある一方で、運行事業者における事務負担の増加など事務手続上及び管理業務等の持続可能性の確保に関する課題点を整理する必要があります。</p> <p>さらに、市全体の予算が限られる中で、地域公共交通の確保に必要な財源をどのように確保し、交通分野に配分していくかについては、他事業とのバランスも踏まえた慎重な判断が求められます。</p> <p>なお、本件の意見募集については、道路運送法第9条第5項に基づき、運賃設定に関する部分に関して、ご意見を伺うものです。運行路線については、実証運行の実施結果及び地域公共交通協議会での議論を経て決定いたします。</p>	